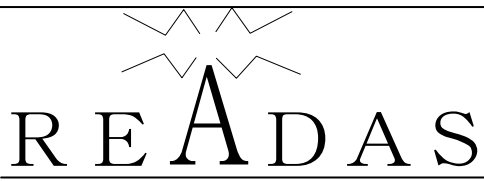


第 5922 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行  リーダスクラブFAXニュース  (2018年)平成30年 3月26日 月曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 事業承継税制の改正

**Q**：事業承継税制が改正されたそうですが、どのようになったのですか？

**A**：次のようになりました。

### 【解説】

事業承継税制とは、平成21年度の税制改正で創設され、毎年のように改正されてきているもので、非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度の特例制度のことをいいますが、まだまだ使いにくいとのことを受け、10年間限定とする特例措置が講じられました。

改正の主な内容は、次のとおりです。

#### ①対象株式

これまでは、総株式の最大3分の2が対象でしたが、経営者が保有する全株式が対象になりました。

#### ②納税猶予割合

これまでは、納税猶予割合が80%でしたが、これが100%となり、使いやすいものになりました。

#### ③雇用維持要件

事業承継後5年間は、平均8割の雇用確保しなければならないとする要件は、認定支援機関の指導助言を条件に実質撤廃となりました。

#### ④承継パターンの拡大

先代経営者（父）から後継者のみの承継（1対1）から複数人から1人、1人から最大3人までの承継がみとめられるようになりました。

